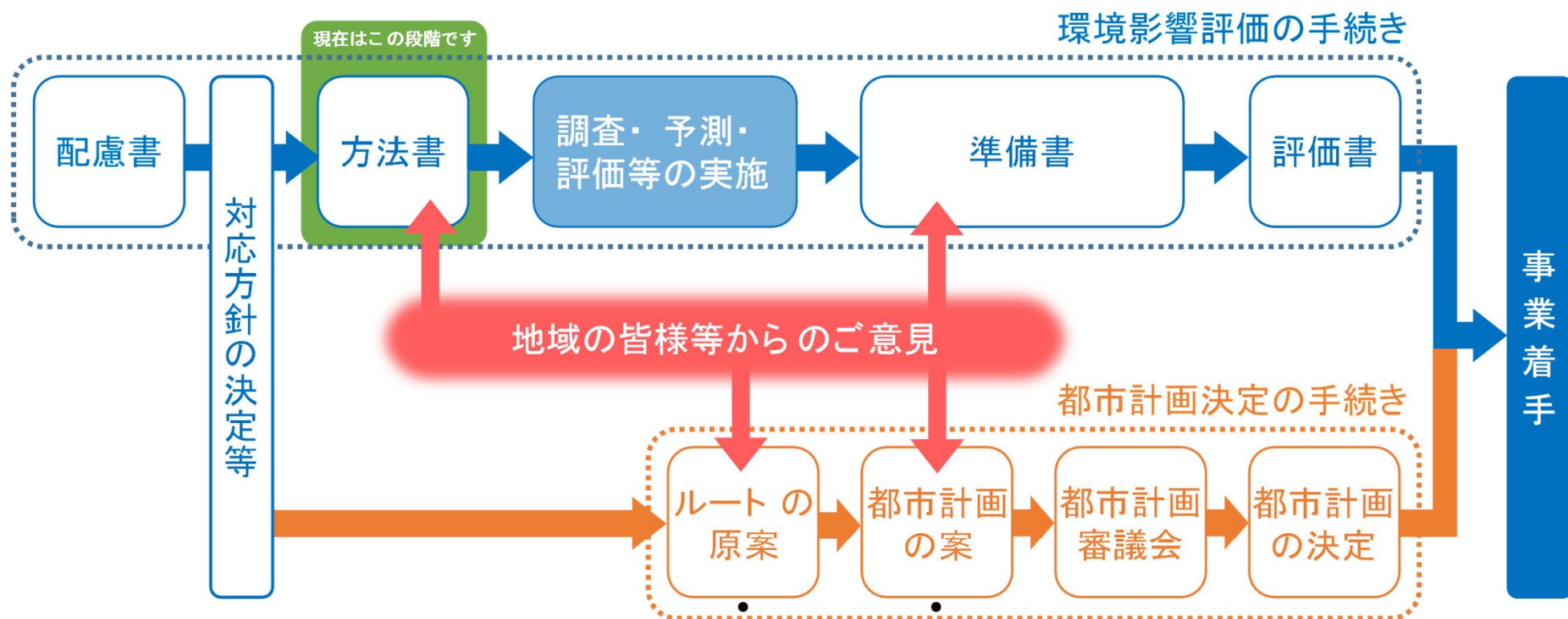


環境影響評価及び都市計画決定の手続きの主な流れ

- 環境影響評価の手続きとしては、配慮書から対応方針の決定を踏まえ、環境評価**方法書**を作成いたしました。今後は、方法書に関する**地域の皆様や市長・県知事より意見をいただき、調査・予測・評価の方法を決定したうえで、現地調査等**を行います。
- また、平行して都市計画決定の手続きにおける**ルート原案**等を作成し、説明会・公聴会を行います。

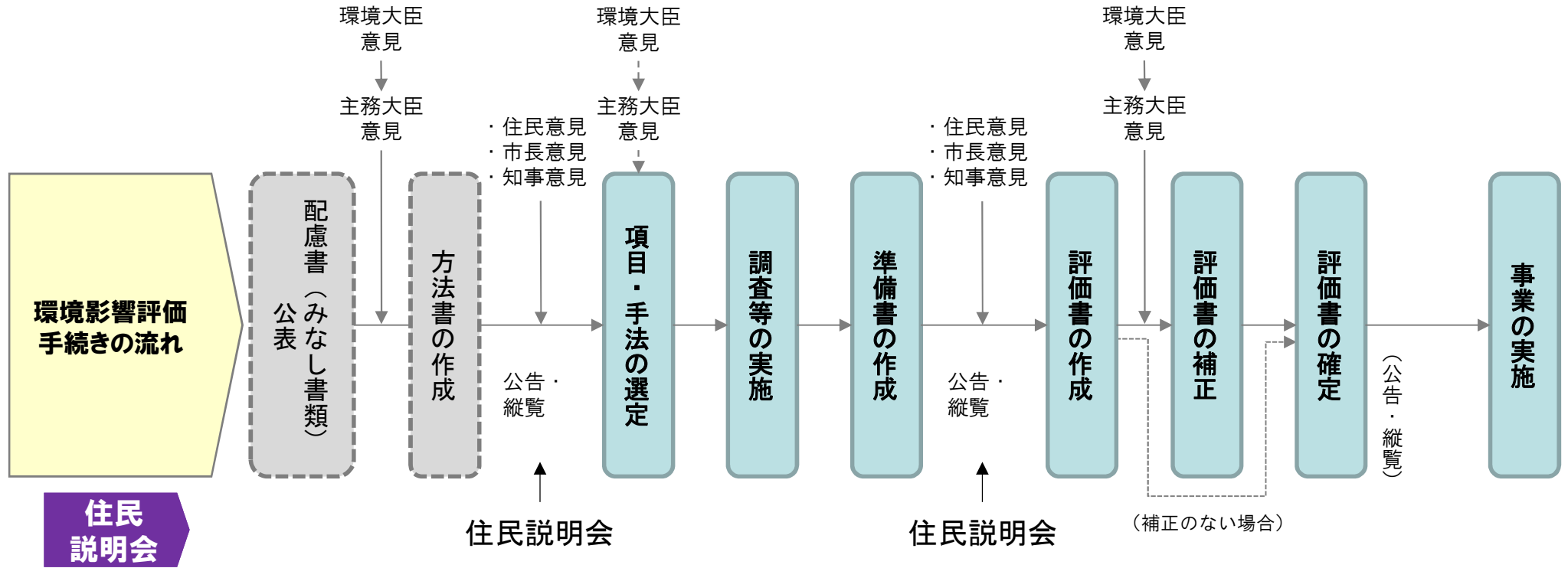


ルート原案について、説明会を経て公聴会を開催し、地域の皆様等のご意見をお聞きしたうえで都市計画の案を作成します。

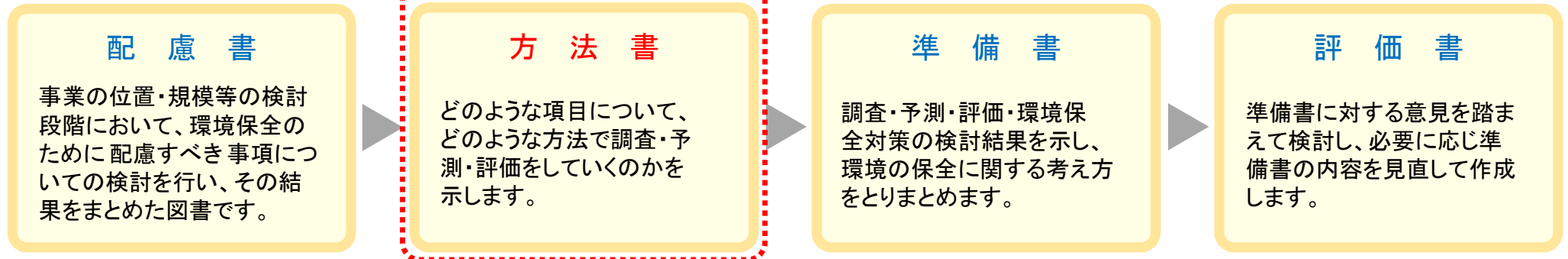
都市計画の案を縦覧し、地域の皆様等のご意見を伺います。

出典：環境影響評価法・山梨県環境影響評価条例を参考に記載

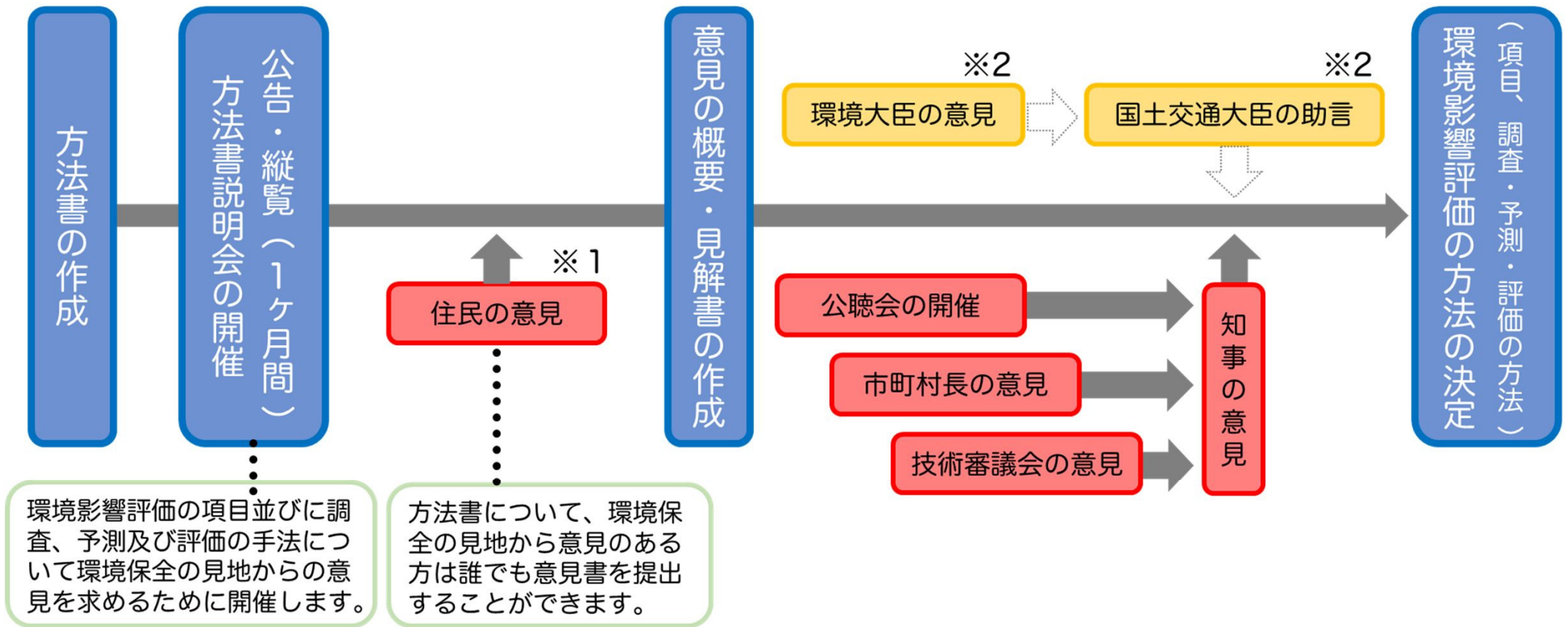
環境影響評価手続きの流れ



現在はこの段階です



環境影響評価の方法の決定までの流れ



※1：地域の皆様の意見の提出期間は、公告日～縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間とされています。
※2：環境大臣の意見及び国土交通大臣の助言は、必要に応じて求めるものとされています。

出典：環境影響評価法・山梨県環境影響評価条例を参考に記載